

「公社等外郭団体関与指針細則の一部改正」の概要

総務部総務課

1 改正の趣旨

県では、公社等外郭団体に共通して指導する内容や支援する場合の考え方などの関与のルールを定めた「公社等外郭団体関与指針」（以下「指針」という。）を定め、指針第6の規定により、指針の施行に関して必要な事項を「公社等外郭団体関与指針細則」（以下「細則」という。）として定めています。

今般、指針第3に基づき細則3に定める関与対象法人の名称に改称があったことから、細則の一部改正を行ったものです。

2 改正内容

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の名称の改称に伴い、細則3（1）の「公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議」を「公益財団法人千葉県暴力団追放運動推進センター」に改める。

3 施行期日 令和7年4月1日